

芳賀町地域包括支援センター 業務継続計画

令和7年3月

1 総論

はじめに

昨今、日本各地で発生している地震や台風などによる大規模な自然災害や「新型コロナウイルス感染症」のような感染症の拡大により、芳賀町地域包括支援センター（以下、「センター」という）として、利用者に対し必要なサービスや支援を継続して提供できる体制構築を整備しておくことが重要である。

本計画は、センターのサービスを災害や感染症等が発生した後も、安定的に提供できる体制を構築するために作成したもので、災害や感染症等により利用者の生活支援やサービス提供に影響を及ぼさないよう、各種事業及び業務を継続するための業務継続計画（BCP）である。

（1）目的

本計画の目的は、次のとおりとする。

- ア 利用者の生命や生活を保護維持するための業務を最優先する。
- イ 利用者の生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること。
- ウ 職員の安全確保及び、利用者の地域経済活動に関わる業務を継続するために必要な体制を整えること。

（2）計画の基本方針

- ア 利用者は重症化リスクが高く、発災時に深刻な被害が生じるおそれがあることを念頭に対応する。
- イ 利用者の生命と安全の確保、身体 の健康を守るために必要な機能を維持するために必要なサービスを継続して提供する。
- ウ 職員の生命を守り生活の維持を基本としつつ、優先的に実施するべき業務等を進める。

（3）平常時の災害対策の推進体制

区分	役割
管理者（健康福祉課長）	・センター統括 ・関係部署との連絡調整 ・災害の事前対策、訓練への参加等
専門職	・医療機関や他施設等、関係機関との連携 ・災害物資の物品管理・補充 ・健康管理
その他の職員	・利用者に対する災害時ケアマネジメントの準備

※関係機関：居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員、消防及び警察等

(4) リスクの把握

ア ハザードマップなどの確認

芳賀町防災ハザードマップにより、災害が想定される区域を確認する。

イ 被害の想定

「芳賀町地域防災計画（令和 4 年 9 月）」によれば、本町における最大被害の概要は、最大震度 6 強、マグニチュード 6.9、死傷者数約 1,000 人、建物被害は全壊・半壊合わせて約 3,500 棟、停電及び断水が示されている。

2 業務区分

業務の優先順位は、芳賀町地域防災計画等に位置付けられた優先業務の順位付けに従うものとした上で、センター独自の業務についての業務区分（別表を参照）は、次のとおりとする。

業務区分	区分基準
A（優先業務）	災害や感染症への対応関連の業務
B（優先継続業務）	利用者の生活やセンターの運営を維持するために、縮小や休止ができない業務
C（縮小業務）	利用者の生活やセンターの運営を維持するために、継続する必要があるものの、取組の簡素化や規模の縮小が可能である業務
D（休止業務）	対象となる期間において、休止や延期をしても、利用者の生活やセンターの運営に大きな影響を及ぼさない業務

3 業務継続力向上のための中・長期的な対策

(1) 連絡体制の確立

ア 利用者や家族との連絡体制

利用者や家族の緊急時の連絡先（携帯電話・メールアドレス・職場の連絡先等）などを利用者基本情報に記載し、関係者へ事前に共有しておく。

イ 職員間の連絡体制

連絡網のほか、芳賀町の指定する情報伝達ツールの活用等で、緊急時に早急に連絡できる手段を平常時から整備する。

(2) B C P の検証・見直し

業務継続計画は、その実行性を維持・向上させる観点から、最新の災害対応に関する情報や対応方法、感染症に関する新たな知見が得られた場合など、定期的に検証や見直しを行う。

(3) 防災訓練等の実施

B C P に沿った研修及び訓練を適宜実施する。

(別表) 業務区分一覧

業務区分	業務名
A	要支援利用者の安否確認や生活維持に向けた関連業務
A	町民及び事業所等からの問合せ対応
A	感染症等対応関連業務
B	介護予防ケアマネジメント事業・介護予防支援事業
B	介護予防・生活支援サービス事業
B	総合相談事業
B	権利擁護事業
B	予算経理及び一般庶務
C	任意事業
C	認知症対策等総合支援事業
C	生活支援体制整備事業
D	包括的・継続的ケアマネジメントに関すること
D	在宅医療・介護予防連携事業
D	一般介護予防事業